資料

平成28年11月29日
総 務 省 統 計 局

# 第73回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

## 1　就業構造基本調査の変更

### （１）報告を求める事項の変更

#### ア　現在の雇用形態に就いている理由の新設

> 所得を一定範囲に抑えるための就業時間の調整については、時間単位だけでなく、年末に日数単位で調整する場合もあることから、調査票の設問文に「就業時間を調整」だけでなく「日数」についても入れられないか。

（回答）

ご指摘を踏まえ、以下のとおり「日数」について記載することとする。

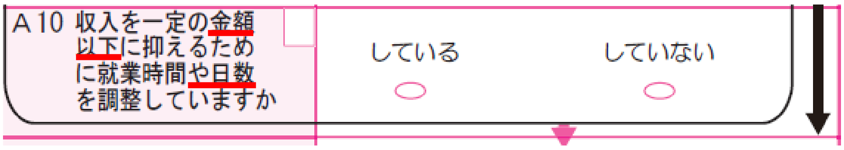


＜参考：集計事項及び表イメージ＞

「就業調整の有無」に関する集計事項

| 表章地域 | | | 集計対象 | 男女 | 年齢 | 配偶関係 | 就業調整の有無 | 所得 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 都道府県（注1）・政令市 | 主要地域（注2） | | | | | | |
| ○ | ○ | ○ | 非正規の職員・従業員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注1）「うち市部」についても表章する。
注2）「主要地域」とは、県庁所在都市、人口30万以上の市、都道府県内経済圏に係る地域区分をいう。

| | 収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間又は日数を調整していますか | | |
|---|---|---|---|
| | 総数 | している | していない |
| 男女<br>×<br>年齢　注1)<br>×<br>配偶関係　注2)<br>×<br>所得　注3) | ●集計対象：非正規の職員・従業員<br>●表章地域：全国 | | |

注1)
総数
15～24 歳
25～34 歳
35～44 歳
45～54 歳
55～64 歳
65歳以上

注2)
総数
うち配偶者あり

注4)
総数
50万円未満
50～99万円
100～149万
150～199万
200～249万円
250～299万円
300～399万円
400～499万円
500万円以上

### ウ　育児・介護の実施頻度の追加等

| |
|---|
| １　「育児」の対象を未就学児に限定しているが、適当か。海外の調査では小学生までを育児の対象としている場合もあり、また、「育児」の対象を拡大することで、子供が就学してからの父親の育児への関与の実態なども把握することができるのではないか。<br>２　育児について、他の統計調査の取扱いを整理した上で、次回部会で報告いただきたい。<br>３　未就学児の育児は、世帯内ではほぼ毎日行われており、日数単位での頻度把握よりも、１日当たりの時間頻度を把握することが重要な情報を提供する可能性が高いのではないか。 |

（回答）

１　Ｆ１欄は、これまで育児休業等の制度が対象としている未就学児について、制度の利用状況を把握してきたところである。

ご指摘の「育児」の対象を小学生まで拡大した場合、小学生の子を持つ親を含めた育児休業等の利用率の把握が可能となるが、一方で、育児休業等の利用率に小学生の子を持つ親が含まれることになる。仮に末子年齢を用いても６歳児には、未就学児と小学生が混在しており、未就学児を対象とした育児休業等の利用状況の把握ができなくなることから、時系列確保の重要性に鑑み、「育児」の対象を未就学児に限定する必要があると考えているところ。

なお、ご指摘の就学してからの父親の育児への関与の実態については、社会生活基本調査でも、有用な情報が得られると考えている。

２　確認した範囲における育児関連の頻度を把握している統計調査の取扱いは、表１（次頁参照）のとおりである。このうち、21世紀成年者縦断調査及び全国家族調査では、いずれも、「育児」を直接時間で把握しておらず、家事を含んだ時間で把握若しくは日数（回数）により頻度を把握している。

なお、21世紀成年者縦断調査では、「家事、育児、子どもの世話」として把握しているため、「育児」と「家事」の区別は定義されていない。全国家族調査では、「家事」の内訳として「子どもと遊ぶこと」、「子どもの身の回りの世話」があり、「育児」全体の定義はなされていない。

３　平成29年就業構造基本調査では、報告者の正確な回答を確保しつつ、育児（頻度）と就業との関係をより詳細に把握する観点からは、育児（頻度）を日数で把握することでも有用性はあるものと考えている。

一方で、ご指摘の育児（頻度）を時間で把握することについては、「家事」と「育児」を区分けすることは非常に難しいことから、例えば、21世紀成年者縦断調査と同様に、「家事」を含めた「家事・育児」時間とするとともに、就業との関係を分析する観点から、ふだんの日（有業者の場合は仕事をしている日）についての把握とすることも考えられる。

表１　育児（頻度）について把握している統計調査の取扱い

| 調査名 | 「育児」の把握について |
|---|---|
| 21世紀成年者縦断調査 | 「家事、育児、子どもの世話」として、時間を把握 |
| 全国家族調査 | 「子どもと遊ぶこと」、「子どもの身の回りの世話」を「ほぼ毎日（週６～７日）、１週間に４～５回、１週間に２～３回、週に１回くらい、ほとんど行わない」で把握 |
| 社会生活基本調査（調査票Ａ） | 15分ごとの行動について、「家事」、「介護・看護」、「育児」等に分類し、主行動として行った「育児」時間を把握 |

図１　Ｆ１欄の頻度を「日数」として把握する場合（諮問案）

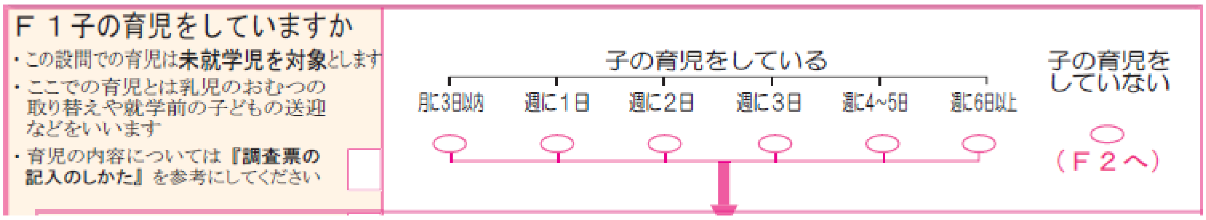


図２　Ｆ１欄の頻度を「家事・育児時間」として把握する場合（代替案）

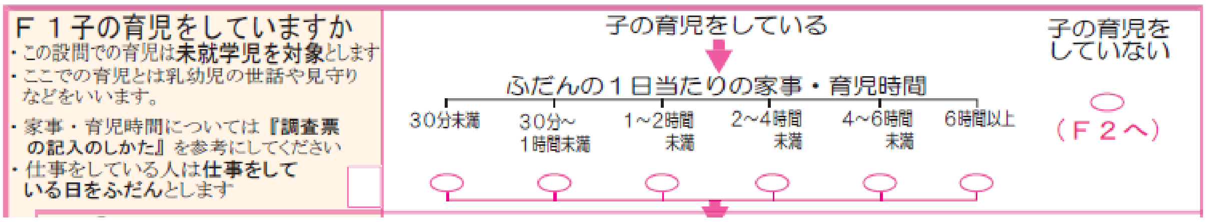


表２　夫（妻）の家事・育児時間（H26 年 21 世紀成年者縦断調査結果）

（単位：人）

| | 平日 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 夫 | 割合 | 妻 | 割合 |
| 総数 | 1731 | 100.0% | 1731 | 100.0% |
| 家事・育児時間なし | 286 | 16.5% | 2 | 0.1% |
| 2時間未満 | 949 | 54.8% | 36 | 2.1% |
| 2～4時間未満 | 359 | 20.7% | 218 | 12.6% |
| 4～6時間未満 | 70 | 4.0% | 351 | 20.3% |
| 6～8時間未満 | 12 | 0.7% | 273 | 15.8% |
| 8時間以上 | 8 | 0.5% | 792 | 45.8% |
| 不詳 | 47 | 2.7% | 59 | 3.4% |

出典：第13回21世紀成年者縦断調査

## 【参考：調査票及び記入の仕方（抜粋）】

＜21世紀成年者縦断調査＞

・調査票抜粋

**問21**　あなたは1日の中で、家事、育児・子どもの世話に何時間くらい費やしていますか。平日と休日に分けてお答えください。

| 平日 | | 時間 | | 分 | 休日 | | 時間 | | 分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

・記入の仕方抜粋

| 女性票【問21】【配－問11】<br>男性票【問20】【配－問12】 | **【家事・育児時間】**<br>● 休日とは、勤務形態での休日をいいます。<br>● 現在、仕事についていない方で、配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の休みの日を休日として記入してください。 |
|---|---|

＜全国家族調査＞

・調査票抜粋

付問18　あなたご自身と配偶者の方は、次にあげる（ア）～（キ）の家事を現在どのくらいの頻度で行っていますか。あなたご自身と配偶者それぞれについてお答えください。（それぞれ○は１つずつ）

| | あなたご自身 | | | | | | 配偶者 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ほぼ毎日（週6～7日） | 1週間に4～5回 | 1週間に2～3回 | 週に1回くらい | ほとんど行わない | 子どもはいない | ほぼ毎日（週6～7日） | 1週間に4～5回 | 1週間に2～3回 | 週に1回くらい | ほとんど行わない | 子どもはいない |
| （ア）「食事の用意」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / |
| （イ）「食事のあとかたづけ」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / |
| （ウ）「食料品や日用品の買い物」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / |
| （エ）「洗濯」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / |
| （オ）「そうじ（部屋、風呂、トイレなど）」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | / |
| （カ）「子どもと遊ぶこと」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| （キ）「子どもの身の回りの世話」は | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

＜社会生活基本調査＞

・調査票抜粋

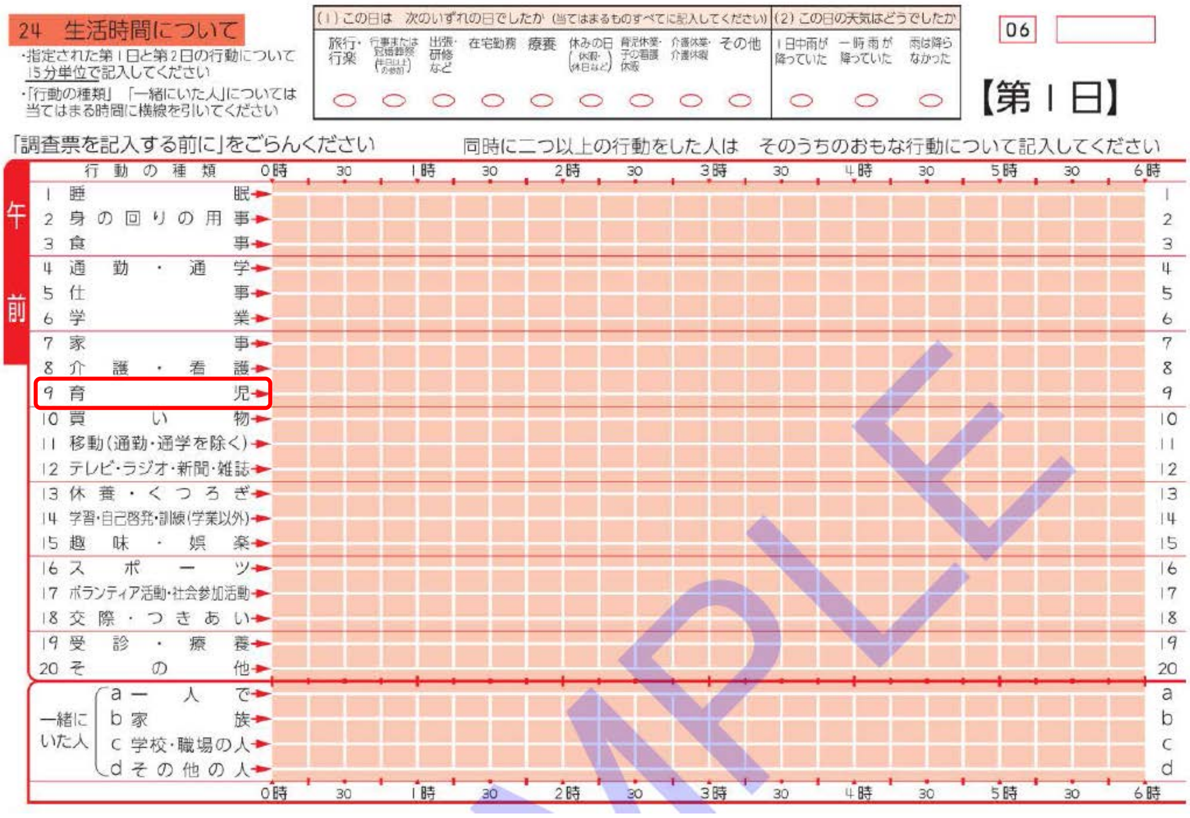

24　生活時間について

・指定された第１日と第２日の行動について15分単位で記入してください

・「行動の種類」「一緒にいた人」については当てはまる時間に横線を引いてください

(1) この日は　次のいずれの日でしたか（当てはまるものすべてに記入してください）

旅行・行楽　行事または冠婚葬祭（休日以上）　出張・研修など　在宅勤務　療養　休みの日（休暇・休日など）　育児休業・子の看護休暇　介護休業・介護休暇　その他

(2) この日の天気はどうでしたか

１日中雨が降っていた　一時雨が降っていた　雨は降らなかった

06

【第１日】

「調査票を記入する前に」をごらんください　　同時に二つ以上の行動をした人は　そのうちのおもな行動について記入してください

午前

行動の種類　0時　30　1時　30　2時　30　3時　30　4時　30　5時　30　6時

1 睡眠
2 身の回りの用事
3 食事
4 通勤・通学
5 仕事
6 学業
7 家事
8 介護・看護
9 育児
10 買い物
11 移動（通勤・通学を除く）
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
13 休養・くつろぎ
14 学習・自己啓発・訓練（学業以外）
15 趣味・娯楽
16 スポーツ
17 ボランティア活動・社会参加活動
18 交際・つきあい
19 受診・療養
20 その他

一緒にいた人
a 一人で
b 家族
c 学校・職場の人
d その他の人

0時　30　1時　30　2時　30　3時　30　4時　30　5時　30　6時

SAMPLE

・社会生活基本調査：記入の仕方抜粋（行動の種類の内容例示一覧抜粋）

| | | |
|---|---|---|
| 9　育児 | 乳幼児の世話　子供のつきそい　子供の勉強の相手<br>子供の遊びの相手　乳幼児の送迎　保護者会に出席 | ・子供の教育に関する行動を含む。<br>・就学後の子供の身の回りの世話は「7　家事」とする。 |

エ　育児休業、介護休業等の制度の利用状況に係る選択肢の追加

> 介護休業の制度の利用状況については、前回調査（平成 24 年調査）の結果によると「その他」の出現率が 52％となっているが、他の統計調査から「その他」に何が含まれているかを確認することはできないか。
> 「その他」として回答されているものにはどのようなものが含まれていると考えられるか、他の統計調査も参照した上で、次回部会で報告していただきたい。

（回答）

厚生労働省実施の雇用均等基本調査で把握している介護休業等の制度のうち、前回調査（平成24年就業構造基本調査）での「その他」に含まれている制度は下表のとおりである。

なお、平成29年調査では、育児・介護休業法改正により、介護の制度に新設される「所定外労働の制限（残業免除）」と、「時間外労働の制限」を併せて、新たに「残業の免除・制限」として把握することとしている。

表　雇用均等基本調査において把握している制度

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">雇用均等基本調査において<br>把握している制度</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="9">育児・介護休業法に規定</td><td rowspan="3">24年就調（既存）の選択肢に係る制度</td><td colspan="2">介護休業制度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">短時間勤務制度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">介護休暇制度</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">29年就調から新たに追加する制度</td><td colspan="2">時間外労働の制限</td><td rowspan="2">29年調査から新たに選択肢（「残業の免除・制限」）として追加</td></tr>
<tr><td colspan="2">所定外労働の制限（残業免除）<br>※法改正により平成29年1月から施行（制度の新設）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">「その他」</td><td colspan="2">深夜業の制限</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">短時間勤務制度等の措置</td><td>介護のためのフレックスタイム制度</td><td rowspan="3">育児・介護休業法では、介護のための「短時間勤務制度等の措置」として、<u>次のいずれかの措置を講じなければならない</u>としている。<br>・短時間勤務制度<br>・フレックスタイム制度<br>・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）<br>・介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度</td></tr>
<tr><td>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</td></tr>
<tr><td>介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度</td></tr>
<tr><td colspan="2">「その他」</td><td colspan="2">在宅勤務・テレワーク</td><td>育児・介護休業法で規定なし</td></tr>
</table>

注）　　　は、29年調査における選択肢区分

## 8 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置

**問10 介護のための所定労働時間の短縮措置等（☆左ページを参照）**

貴事業所での制度の有無、最長取得期間（各種制度がある場合は、最長でどれだけ利用できるか）について、「1」～「4」のうち、該当する番号を1つ〇で囲んでください。制度がない場合は「5」を〇で囲んでください。

| | 制度あり | | | | 制度なし |
|---|---|---|---|---|---|
| | 93日 | 93日を超え1年未満 | 1年 | 1年を超える期間 | |
| 短時間勤務制度（注18） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 介護の場合に利用できるフレックスタイム制度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 介護に要する経費の援助措置（注19） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 在宅勤務・テレワーク（注20） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

## 9 時間外労働の制限

**問11 育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限（注21）に関する規定の有無等**

貴事業所には、育児や家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限に関する規定はありますか。
（「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。）
育児について規定がある場合、子が何歳になるまで利用できますか。
規定がない場合は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、時間外労働を行った労働者はいましたか。
育児と家族の介護それぞれについて、該当する番号を1つ〇で囲んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| **育児**を行う労働者のための時間外労働の制限 | 規定あり | 小学校就学始期まで | 1 |
| | | 小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで | 2 |
| | | 小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで | 3 |
| | | 小学校卒業以降も利用可能 | 4 |
| | 規定なし | 時間外労働を行った労働者がいる | 5 |
| | | 時間外労働を行った労働者はいない | 6 |
| **家族の介護**を行う労働者のための時間外労働の制限 | 規定あり | | 1 |
| | 規定なし | 時間外労働を行った労働者がいる | 2 |
| | | 時間外労働を行った労働者はいない | 3 |

## 10 深夜業の制限の制度

**問12 育児や家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限（注22）に関する規定の有無等**

貴事業所には、育児や家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限に関する規定はありますか。
（「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。）
育児について規定がある場合、子が何歳になるまで利用できますか。
規定がない場合は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、深夜業を行った労働者はいましたか。
育児と家族の介護それぞれについて、該当する番号を1つ〇で囲んでください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| **育児**を行う労働者のための深夜業の制限 | 規定あり | 小学校就学始期まで | 1 |
| | | 小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで | 2 |
| | | 小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで | 3 |
| | | 小学校卒業以降も利用可能 | 4 |
| | 規定なし | 深夜業を行った労働者がいる | 5 |
| | | 深夜業を行った労働者はいない | 6 |
| **家族の介護**を行う労働者のための深夜業の制限 | 規定あり | | 1 |
| | 規定なし | 深夜業を行った労働者がいる | 2 |
| | | 深夜業を行った労働者はいない | 3 |

## 【記入の際の注意事項】

| 育児・介護休業法では、「介護のための所定労働時間の短縮措置等」について次のように定めています。 |
|---|

**介護のための所定労働時間の短縮措置等（第23条、第24条）**

要介護状態にある対象家族を介護や世話をする男女労働者が、対象家族１人につき要介護状態ごとに連続する93日（介護休業をした期間及び別の要介護状態で介護休業等をした期間があれば、それとあわせて93日）以上の期間において次の措置のいずれかを講じなければなりません。

①「短時間勤務制度」
②「介護のためのフレックスタイム制度」
③「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」
④「介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度」

（注18）**「短時間勤務制度」**とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいいます。

（注19）**「介護に要する経費の援助措置」**とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

（注20）**「在宅勤務・テレワーク」**とは、情報通信技術（IT)を利用したり、又はその他の方法により、事業所ではなく自宅等での勤務を認めている場合、その最長取得期間について該当する番号を1つ○で囲んでください。

（注21）**「時間外労働の制限」**とは、育児や家族の介護を行う労働者の請求により、制限時間（1月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長させない制度をいいます。

（注22）**「深夜業の制限」**とは、育児や家族の介護を行う労働者の請求により、その労働者に深夜業をさせない制度をいいます。
ここでいう「深夜」とは午後10時から午前5時までをいいます。

（３）報告を求めるために用いる方法の変更

前回調査でオンライン回答を行った者の属性の分布状況を整理の上、次回部会で報告いただきたい。

(回答)

平成24年調査において、オンライン回答を行った者の属性別の分布状況は以下のとおりである。

表１　男女、回答種類別割合

| | 男 | 女 |
|---|---|---|
| 総数 | 100.0% | 100.0% |
| オンライン | 4.8% | 3.7% |
| 紙 | 95.2% | 96.3% |

表２：年齢階級別オンライン回答者数・割合及び回答種類別年齢階級構成比割合

| | 回答者総数 | オンライン回答者数 | 割合 | 回答者総数年代別構成比 | オンライン回答年代別構成比 | 紙の回答年代別構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 348,704 | 14,721 | 4.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 15～19歳 | 18,461 | 913 | 4.9% | 5.3% | 6.2% | 5.3% |
| 20～24歳 | 17,147 | 1,000 | 5.8% | 4.9% | 6.8% | 4.8% |
| 25～29歳 | 18,147 | 962 | 5.3% | 5.2% | 6.5% | 5.1% |
| 30～34歳 | 21,362 | 1,250 | 5.9% | 6.1% | 8.5% | 6.0% |
| 35～39歳 | 28,180 | 1,833 | 6.5% | 8.1% | 12.5% | 7.9% |
| 40～44歳 | 29,777 | 1,998 | 6.7% | 8.5% | 13.6% | 8.3% |
| 45～49歳 | 26,348 | 1,850 | 7.0% | 7.6% | 12.6% | 7.3% |
| 50～54歳 | 25,640 | 1,527 | 6.0% | 7.4% | 10.4% | 7.2% |
| 55～59歳 | 26,443 | 1,067 | 4.0% | 7.6% | 7.2% | 7.6% |
| 60～64歳 | 34,667 | 929 | 2.7% | 9.9% | 6.3% | 10.1% |
| 65～69歳 | 28,484 | 501 | 1.8% | 8.2% | 3.4% | 8.4% |
| 70～74歳 | 25,247 | 294 | 1.2% | 7.2% | 2.0% | 7.5% |
| 75～79歳 | 20,862 | 236 | 1.1% | 6.0% | 1.6% | 6.2% |
| 80～84歳 | 14,922 | 188 | 1.3% | 4.3% | 1.3% | 4.4% |
| 85歳以上 | 13,017 | 173 | 1.3% | 3.7% | 1.2% | 3.8% |

## （４）集計事項の変更

| 育児の頻度については、親の教育とのクロス集計を行うことが有用ではないか。 |
|---|

(回答)

ご指摘を踏まえ、以下の集計事項を追加する。

**「育児の頻度」に関する集計事項**

| 集計事項一連番号 | 表章地域 | | | 集計対象 | 男女 | 育児の頻度 | 有業者 | | | | | | 世帯 | 夫 | | 妻 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 有業者 | |
| | 全国 | 都道府県（注1）・政令市 | 主要地域（注2） | | | | 従業上の地位・雇用形態 | 年間就業日数 | 週間就業時間 | 就業希望意識 | 転職希望理由 | 希望する仕事の形態 | 世帯の家族類型 | 育児の頻度 | 教育 | 就業状態・仕事の主従 | 育児の頻度 | 教育 | 従業上の地位・雇用形態 | 継続就業期間 |
| 414 | ○ | | | 育児をしている雇用者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| 415 | ○ | | | 〃 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 416 | ○ | | | 育児をしている雇用者（転職希望者） | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 417 | ○ | | | 〃 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 418 | ○ | | | 下記1)に記載の世帯のうち６歳未満の子供のいる世帯 | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 追加 | ○ | | | 下記1)に記載の世帯のうち６歳未満の子供のいる世帯 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| 追加 | ○ | | | 下記1)に記載の世帯のうち６歳未満の子供のいる世帯 | | | | | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 419 | | ○ | | 育児をしている雇用者 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 420 | | ○ | | 下記1)に記載の世帯のうち６歳未満の子供のいる世帯 | | | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| 421 | | | ○ | 育児をしている雇用者 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | |

注1）「うち市部」についても表章する。
注2）「主要地域」とは、県庁所在都市、人口30万以上の市、都道府県内経済圏に係る地域区分をいう。
1)「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦，子供と親から成る世帯」